

平成 30 年 1 月 15 日

一般社団法人 投資信託協会  
会長 岩崎 俊博 殿

SBI ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社  
代表取締役社長 堀井 正孝

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金の額

平成 29 年 12 月 29 日現在	資本金	150 百万円
	発行する株式の総数	6,000 株
	発行済株式の総数	6,000 株

最近 5 年間における主な資本金の額の増減 : 該当事項はありません。

#### (2) 委託会社の機構

##### ① 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

##### ② 投資運用の意思決定機構

###### ・市場環境分析・企業分析

運用マネジャーは、市場環境、業種、個別企業等の調査・分析を行います。

###### ・投資基本方針の策定

運用部長のもとで開催される運用会議において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

###### ・運用基本方針の決定

運用会議の策定内容を踏まえ、運用部長のもとで開催される投資戦略会議において、運用基本方針が決定されます。

### ③ポートフォリオの構築

- ・運用計画書策定

投資戦略会議で決定された基本方針に基づき、運用マネジャーは各ファンドの運用ガイドラインに則し、運用計画書を策定します。

- ・運用計画書の承認

運用計画書は、運用部長の承認をもって有効とします。

- ・ポートフォリオの構築（投資運用業に限る）

運用マネジャーは、運用部長の承認後、売買の指図を行います。

- ・取引の執行（投資運用業に限る）

売買の執行は、投資判断を行う担当者（ファンドの主担当）と異なる担当者（同副担当者）によって行われます。

- ・投資助言の実施（投資助言・代理業に限る）

運用マネジャーは、運用計画書に基づいた投資助言を行います。

### ④運用内容の検証

- ・リスク管理委員会

リスク管理方針の審議及びパフォーマンス報告等は、リスク管理委員会では実施されます。

- ・コンプライアンス部によるモニタリング

運用部における法令、運用ガイドライン、社内ルールの遵守状況は、コンプライアンス部によって行われます（以下、運用コンプライアンス・モニタリング）。運用コンプライアンス・モニタリングに関する項目は、「運用に関するコンプライアンス管理細則」によります。運用コンプライアンス・モニタリングの結果は、コンプライアンス委員会で報告されます。

## 2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(平成 29 年 12 月 29 日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	12	51,087
単位型株式投資信託	29	67,151
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	41	118,238

### 3. 【委託会社等の経理状況】

#### ① 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条および第57条の規定により、中間財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### ② 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、当事業年度に係る中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、優成監査法人による中間監査を受けております。

【中間財務諸表等】

① 【中間貸借対照表】

		前事業年度 (平成29年3月31日現在)		当中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			166,323		163,331
前払費用			1,047		899
未収入金			64		628
未収委託者報酬			15,387		27,622
未収運用受託報酬			32,909		16,074
未収消費税等			555		-
立替金			530		7,929
その他			0		-
流動資産計			216,818		216,486
固定資産					
有形固定資産			4,422		4,259
建物	※1	4,422		4,259	
無形固定資産			6,882		6,105
ソフトウェア		6,592		5,831	
商標権		289		273	
投資その他の資産			9,976		6,513
差入保証金		9,976		6,513	
固定資産計			21,280		16,877
資産合計			238,099		233,364

(負債の部)					
流動負債					
未払金			24,352		25,122
未払手数料	5,730			8,585	
その他未払金	18,621			16,536	
未払消費税			-		1,602
未払法人税等			634		820
未払費用			8,807		24,038
預り金			690		1,574
賞与引当金			200		-
その他			39		172
流動負債計			34,723		53,329
固定負債					
繰延税金負債			432		417
資産除去債務			1,479		1,479
固定負債計			1,911		1,897
負債合計			36,635		55,227
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			150,000		150,000
資本剰余金			150,000		150,000
資本準備金	150,000			150,000	
利益剰余金			△ 98,535		△ 121,863
その他利益剰余金	△ 98,535			△ 121,863	
繰越利益剰余金	△ 98,535			△ 121,863	
株主資本計			201,464		178,136
純資産合計			201,464		178,136
負債・純資産合計			238,099		233,364

②【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成28年4月1日) 至 平成28年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成29年4月1日) 至 平成29年9月30日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			22,284		75,836
運用受託報酬			12,293		15,787
営業収益計			34,578		91,624
営業費用					
支払手数料			3,023		14,296
広告宣伝費			1,666		763
委託調査費			19,620		37,205
協会費			6,585		637
委託計算費			5,317		13,907
営業費用計			36,213		66,810
一般管理費					
給与			21,766		27,953
役員報酬		12,000		10,500	
給与・手当		9,676		17,463	
賞与		90		190	
賞与引当金繰入額		-		△ 200	
法定福利費			2,152		3,350
福利厚生費			309		586
退職給付費用			652		973
派遣社員費			1,322		576
募集費			600		1,100
業務委託費			3,116		2,773
不動産賃料			2,363		3,442
修繕維持費			690		860
固定資産減価償却費	※1		369		940
租税公課			847		902

什器備品費			328		97
支払報酬			2,848		1,974
諸経費			1,799		2,473
一般管理費計			39,167		48,004
営業損失			40,802		23,190
営業外収益					
受取利息			2		0
雑収入			-		0
営業外収益計			2		0
営業外費用					
為替差損			-		7
営業外費用計			-		7
経常損失			40,800		23,197
特別損失					
固定資産除却損			246		-
特別損失計			246		-
税引前中間純損失			41,046		23,197
法人税、住民税及び事業税			145		144
法人税等調整額			332		△ 15
中間純損失			41,524		23,327



【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間

自平成28年4月1日至平成28年9月30日

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 計	株 資 合 本 計	主 本 計	
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	△ 17,653	△ 17,653	282,346	282,346	
当 中 間 期 変 動 額								
中 間 純 損 失				△ 41,524	△ 41,524	△ 41,524	△ 41,524	
当 中 間 期 変 動 額	—	—	—	△ 41,524	△ 41,524	△ 41,524	△ 41,524	
当 中 間 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	△ 59,178	△ 59,178	240,821	240,821	

当中間会計期間

自平成29年4月1日至平成29年9月30日

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 金 計	株 資 合 本 計	主 本 計	
当 期 首 残 高	150,000	150,000	150,000	△ 98,535	△ 98,535	201,464	201,464	
当 中 間 期 変 動 額								
中 間 純 損 失				△ 23,327	△ 23,327	△ 23,327	△ 23,327	
当 中 間 期 変 動 額	—	—	—	△ 23,327	△ 23,327	△ 23,327	△ 23,327	
当 中 間 期 末 残 高	150,000	150,000	150,000	△ 121,863	△ 121,863	△ 178,136	△ 178,136	

## 【重要な会計方針】

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定額法によっております。(ただし、平成28年3月31日以前に取得した建物については定率法によっております。)

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

#### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

商標権 10年

### 2. 引当金の計上

#### ① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により算出した金額及び個別に見積りした金額を計上しております。

なお、当中間会計期間末における貸倒引当金の計上はございません。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

なお、当中間会計期間末における賞与引当金の計上はございません。

### 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成29年3月31日現在)		当中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物	200千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物	363千円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)		当中間会計期間末 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
※1 減価償却費実施額は以下のとおり あります。		※1 減価償却費実施額は以下のとおり あります。	
有形固定資産	51千円	有形固定資産	163千円
無形固定資産	317千円	無形固定資産	776千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)					当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間 会計期間 末(株)	株式の 種類	当事業 年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当中間 会計期間 末(株)
普通 株式	6,000	—	—	6,000	普通 株式	6,000	—	—	6,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

前事業年度 (平成29年3月31日現在)				当中間会計期間末 (平成29年9月30日現在)			
1. 金融商品の状況に関する事項				1. 金融商品の状況に関する事項			
① 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。				① 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。			
② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金 の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。 当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運 転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。				② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金 の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。 当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運 転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。			
2. 金融商品の時価等に関する事項				2. 金融商品の時価等に関する事項			
	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)		貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	166,323	166,323	—	(1) 現金・預金	163,331	163,331	—
(2) 未収委託者報酬	15,387	15,387	—	(2) 未収委託者報酬	27,622	27,622	—
(3) 未収運用受託報酬	32,909	32,909	—	(3) 未収運用受託報酬	16,074	16,074	—
資産計	214,619	214,619	—	資産計	207,028	207,028	—
(1) 未払手数料	5,730	5,730	—	(1) 未払手数料	8,585	8,585	—
(2) その他未払金	18,621	18,621	—	(2) その他未払金	16,536	16,536	—
負債計	24,352	24,352	—	負債計	25,122	25,122	—
(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産 (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、 (3) 未収運用受託報酬				(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項 資産 (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、 (3) 未収運用受託報酬			

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	166,323	—
(2) 未収委託 者報酬	15,387	—
(3) 未収運用 受託報酬	32,909	—
資産計	214,619	—

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	163,331	—
(2) 未収委託 者報酬	27,622	—
(3) 未収運用 受託報酬	16,074	—
資産計	207,028	—

(セグメント情報等)

前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)												
<p>1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>①サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>②地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">顧客の名称 又は氏名</th> <th style="text-align: center;">営業収益</th> <th style="text-align: center;">関連するセグメント名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S B I 生命保険 株式会社</td> <td style="text-align: center;">10,994千円</td> <td style="text-align: center;">投資運用業</td> </tr> </tbody> </table>	顧客の名称 又は氏名	営業収益	関連するセグメント名	S B I 生命保険 株式会社	10,994千円	投資運用業	<p>1. セグメント情報 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>①サービスごとの情報 投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>②地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">顧客の名称 又は氏名</th> <th style="text-align: center;">営業収益</th> <th style="text-align: center;">関連するセグメント名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">S B I 生命保険 株式会社</td> <td style="text-align: center;">11,425千円</td> <td style="text-align: center;">投資運用業</td> </tr> </tbody> </table>	顧客の名称 又は氏名	営業収益	関連するセグメント名	S B I 生命保険 株式会社	11,425千円	投資運用業
顧客の名称 又は氏名	営業収益	関連するセグメント名											
S B I 生命保険 株式会社	10,994千円	投資運用業											
顧客の名称 又は氏名	営業収益	関連するセグメント名											
S B I 生命保険 株式会社	11,425千円	投資運用業											

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額 40,136円93銭 1株当たり中間純損失 6,920円75銭	1株当たり純資産額 29,689円48銭 1株当たり中間純損失 3,887円92銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
(注) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純損失 41,524千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株主に係る中間純損失 41,524千円 期中平均株式数 6,000株	(注) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純損失 23,327千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株主に係る中間純損失 23,327千円 期中平均株式数 6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 平成30年 1月15日

作成基準日 平成29年 12月22日

本店所在地 東京都港区六本木一丁目6番1号

お問い合わせ先 業務管理部

# 独立監査人の中間監査報告書

平成 29 年 12 月 22 日

SBI ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指定社員 公認会計 本 間 洋 一 印  
業務執行社 士  
員

指定社員 公認会計 石 倉 毅 典 印  
業務執行社 士  
員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている SBI ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの第 3 期事業年度の中間会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBI ボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 29 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。



#### その他の事項

会社の平成 28 年 3 月 31 日をもって終了した前事業年度の間会計期間に係る中間財務諸表及び前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して平成 28 年 12 月 16 日付けで無限定有用意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成 29 年 6 月 15 日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。